

みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム運営事業の実施に係る 業務委託の企画提案競技実施要領

令和 6 年 3 月 8 日
宮崎県農政企画課

みやざきグリーンイノベーションプラットフォーム（以下、「みやざき GRIP」という。）運営事業の実施に係る業務委託の内容並びに同業務に係る企画提案競技の各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

1 目的

この要領は、みやざき GRIP 運営事業の実施に係る業務に関する委託事業者の選定を行うための企画提案競技に関し、公正かつ適正な審査を実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで。

4 委託料

15,917,000円（消費税、地方消費税を含む。）を上限とする。

5 委託契約書（案）

別添のとおり。

6 委託先の選定

企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

7 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

【参加資格】

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 過去 3 年間に同程度の実務実績を有する者であること。
- ③ 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等に対応できる体制を整えていること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- ⑥ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- ⑦ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

8 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

9 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和6年3月12日(火) |
| (2) 企画提案競技に係る質問受付 | 令和6年3月19日(火) 午後5時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込期限 | 令和6年3月21日(木) 午後5時まで |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年3月28日(木) 午後5時まで |
| (5) 結果通知 | 令和6年4月上旬 |

10 企画提案競技の方法

(1) 企画提案競技への参加

参加申込 別紙1「企画提案競技参加申込書」をファクシミリ又はメールにて提出
申込期限 令和6年3月21日(木) 午後5時まで
申込先 下記15を参照
その他 企画提案競技の参加に関する質問事項については、令和3年12日(火)から19日(火)までに受けつけ、回答内容は参加者に共有する。

(2) 企画提案書等の提出

- ① 各社の提案は、1社1案とする。
- ② 以下のア及びイについては、A4版用紙に内容を記載し、1冊にまとめて提出
 - ア 応募団体の概要
 - ・名称
 - ・所在地
 - ・代表者名
 - ・担当者職氏名
 - ・担当者連絡先(電話、ファクシミリ、電子メール)
 - ・業務の執行・管理体制
 - イ 提案内容(必要となるデータは提供する)
 - ・企画提案書(A4版)
 - ・スケジュール(A4版)
 - ・見積書及び見積明細書(A4版)
 - ・会社概要(既存のもの)
 - ・業務実績(過去3年以内の地方公共団体等との契約実績)
 - ・納税証明書(県税に未納がないことの証明)
 - ・誓約書(別紙2)
- ③ 提出期限等
 - 提出期限 令和6年3月28日(木) 午後5時まで(必着)
 - 提出部数 ア・イ:10部
 - 提出先 下記15を参照
 - 提出方法 持参又は郵送(書留郵便)

(3) 審査方法・基準

書類審査による「企画提案競技方式」とし、提出された企画案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

① 審査方法

提出された企画書及び見積書をもとに最も優れた提案を選定

- ② 審査基準
 - ア 企画力
 - イ 実現性
 - ウ 業務体制
 - エ 経済性

11 契約の締結等

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

12 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

13 著作権

作成した報告書等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。

14 その他

- ① 本件は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となった時に効力が生じる。
- ② 提出された資料は、返却しない。
- ② 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ③ 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。

15 書類提出及び問い合わせ先

住 所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 (1号館9階)
担 当 宮崎県 農政水産部 農政企画課 農政計画担当 山田、水田
電 話 (0985) 26-7426
ファクシミリ (0985) 26-7307
電子メール noseikikaku@pref.miyazaki.lg.jp